

記載例

【市街化区域月

係	係長	課長	局長	会長
決裁年月日	年 月 日			

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

町田市農業委員会 会長 吉川 庄衛 様

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定し、移転したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

1.届出者

当事者の別	氏名(フリガナ)	住 所	職業
譲受人 賃借人 使用借人	マチダ タロウ 町田 太郎	町田市中町1丁目20番23号	自営業
譲渡人 賃貸人 使用貸人	ツルカワ タダオ 鶴川 忠生	町田市金森1700番地1	農 業

2.土地の所在、地番、地目および面積ならびに所有者および耕作者の氏名、住所

土地の所在	地番	地 目		面積 ㎡	土地所有者 氏名・住所	耕 作 者 氏名・住所
		登記簿	現 況			
町田市鶴間字1号	1234-1	畑	畑	150	町田市金森1700番地1 鶴川 忠生	同 左
”	1234-2	田	雑種地	100	”	”
計		250㎡ (田 150㎡ 畑 100㎡)				

市街化/農地	生産緑地	小作(賃貸借)地	はがき
--------	------	----------	-----

3.権利を設定し、または移転しようとする契約の内容

権利の種類	権利の設定・移転の別	権利設定移転の時期	権利の存続期間
所有権 賃借権 使用貸借権 【 】権	設定 移 転	受 理 通 知 後 年 月 日	永 久 年 月 日 から 年 月 日 まで

4.転用計画

転用の目的	自己住宅	
転用の時期	工事着工時期	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
	工事完了時期	〇〇〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
転用の目的に係る事業または施設の概要	木造2階建て 1棟 1階 80㎡ 2階 60㎡	

5.転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要

<p>付近に迷惑をかけないように工事します。</p>

※裏面の記載注意および添付書類をよくご確認の上、お届けください。

連絡先電話番号	042-722-3111	氏名	森野 一郎
---------	--------------	----	-------

市街化区域内の農地転用届出書手続きについて

農地法第5条第1項第6号に基づく届出(所有権、使用貸借権、賃貸借等の設定移転が伴う転用)	
提出部数	1部
宛先	町田市農業委員会 会長
記載方法	<ul style="list-style-type: none"> 届出者が法人の場合、「氏名」欄にはその名称および代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務内容をそれぞれ記載 届出者または土地の筆が多数の場合は別紙に記載する。
添付書類【全て原本】	必 須 <ul style="list-style-type: none"> 土地登記簿の全部事項証明書(届出日より3ヶ月以内に法務局・同出張所にて発行されたもの)※コピー、インターネットで出力したものは不可 公図の写し(届出日より3ヶ月以内に法務局・同出張所にて発行されたもの)※コピー、インターネットで出力したものは不可
	該当する場合のみ <ul style="list-style-type: none"> 土地登記簿の全部事項証明書の記載と、住所や姓が異なる場合→(全部事項証明書記載住所と現住所がつながる)住民票・戸籍の附票等 相続未登記の場合→相続関係が確認できる書面(戸籍謄本・除籍謄本等)、家系図および遺産分割協議書の写しまたは相続人全員の同意書 親権者、後見人、相続財産管理人、遺言執行者、破産管財人等が届出する場合→上記代理人であることが確認できる書類 共有者の一部が届出を行う場合→共有者全員の同意書 地上権、永小作権、質権、賃借権による耕作者がいる場合→耕作者の同意書 区画整理区域内の土地について届出する場合→仮換地証明、位置図の写しおよび重ね図 ※事業等に係る面積が500㎡以上の場合でも開発許可書の添付は不要です。
必要に応じ、その他参考書類の添付を求めるとあります。	
受理通知書の交付 ※原則届出の翌金曜日以降に交付、ただし休日等の都合により、変更される場合があります。	届出者本人が受け取る場合 <ul style="list-style-type: none"> ハガキ(受理通知書の交付について) 身分証の提示 ※届出者(譲渡人)が法人である場合は、社員証等関係の確認できる書面、および公的身分証明書 ご本人の受領印(認印可)押印またはサイン
	代理人が受け取りにくる場合 <ul style="list-style-type: none"> ハガキ(受理通知書の交付について) 委任状(ハガキの受取人(委任者)の自署、又は記名及び押印がされているもの) 身分証の提示 代理人の受領印(認印可)押印またはサイン
その他	<ul style="list-style-type: none"> 転用計画(目的・用途等)が確定していない場合は、届出ができません。 他の法令(生産緑地地区・納税猶予地等)に関する土地については、事前に関係窓口にご相談ください。
ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。 農業委員会事務局 Tel 042-724-2169	